



熊本県公報

第12718号

平成30年5月1日(火)

(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退…………… (障がい者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特
定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 公 告
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 2
- 公共測量の終了…………… (監理課) 3
- 平成30年度狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検
査の実施について…………… (自然保護課) 3
- 公共測量の終了…………… (監理課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 6

告 示

熊本県告示第379号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定による登録特定行為事業者の登録辞退の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成30年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日
社会福祉法人グリーンコープ 福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター Sunあい 熊本市東区長嶺東五丁目2 4番13号	432200 034	平成30年3月3 1日

熊本県告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社一樹	ヘルパーステーション 花	菊池市隈府43 5番地12 菊 池プラザ2階	平成30年 5月1日	訪問介護

熊本県告示第381号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 検査区域

水俣市、芦北町及び津奈木町

3 検査日等

検査日	検査受付時間	検査場所
平成30年6月5日	午前10時から午後3時まで	芦北町地域活性化センター
平成30年6月6日	午前10時30分から正午まで	芦北町吉尾出張所
平成30年6月6日	午後1時30分から午後3時まで	芦北町大野出張所
平成30年6月7日	午前10時から午前11時30分まで	芦北福祉センター
平成30年6月7日	午後1時から午後3時まで	芦北町社会教育センター
平成30年6月8日	午前10時から午後3時まで	芦北町社会教育センター
平成30年6月11日	午前10時30分から午後4時まで	津奈木町農業就業改善センター
平成30年6月12日	午前10時から正午まで	水俣市愛林館
平成30年6月12日	午後1時30分から午後4時まで	J Aあしきた東部支所
平成30年6月13日	午前9時30分から午前11時30分まで	湯の鶴温泉保健センター
平成30年6月13日	午後1時から午後4時まで	水俣市総合体育館
平成30年6月14日	午前9時から午後4時まで	水俣市総合体育館
平成30年6月15日	午前9時から午後2時30分まで	水俣市総合体育館

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称

一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
就労支援事業所 白鳩園 合志市御代志722-1	社会福祉法人 山紫会 合志市御代志722-1 理事長 青木 建二	就労移行支援（一般型）	平成30年 5月1日
ヘルパーステーションドラゴンキッズ 合志市幾久富1123-5	NPO法人 NEXTEP 合志市幾久富1123-5 理事長 島津 智之	同行援護	平成30年 5月6日
ネクスト 荒尾市万田1648番地3	合同会社 Next 荒尾市万田1648番地3 代表社員 吉田 智則	就労移行支援	平成30年 5月18日

公 告

熊本県公告第250号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年5月1日から同月14日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人ファームやっこ	八代市井揚町	八代市高小原町字南井上1645番ほか5筆
農事組合法人ファームやっこ	八代市井揚町	八代市永碓町字長割1141番ほか160筆
村岡 睦裕	八代市高小原町	八代市高小原町字本畑割1602番1ほか28筆
嶋田 晴夫	八代市井揚町	八代市井揚町字式番割2773番1ほか5筆
鞍本 敏男	八代市沖町	八代市沖町字四番割3573番1
高野 忠行	八代市沖町	八代市高小原町字中塘割1455番ほか10筆

2 申請年月日
平成30年4月17日

熊本県公告第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により水俣市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（数値図化）	平成29年 7月26日から 平成30年 3月20日まで	水俣市都市計画区域周辺

熊本県公告第252号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、平成30年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成30年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 20歳に満たない者（網・わな猟に限り18歳に満たない者）
- (2) 次のいずれかの病気にかかっている者
 - ア 統合失調症
 - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までのいずれかに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号に該当するに至ったとして狩猟免許の全部又は一部を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

2 試験等の内容

- (1) 狩猟免許試験の内容
 - ア 狩猟に関する知識試験
択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
 - イ 狩猟に関する適性試験
視力、聴力及び運動能力について行う。
 - ウ 狩猟に関する技能試験

狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに行う。

(2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容

ア 狩猟に関する適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

イ 狩猟に関する講習

法及び法施行令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理について行う。

3 試験等の日程及び場所

(1) 狩猟免許試験については、別表1のとおりとする。

(2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおりとする。

4 申請手続

(1) 申請書類の請求先

ア 熊本県中央広域本部宇城地域振興局農林部林務課

イ 熊本県中央広域本部上益地域振興局農林部林務課

ウ 熊本県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課

エ 熊本県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課

オ 熊本県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課

カ 熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課

キ 熊本県南広域本部八代地域振興局農林部林務課

ク 熊本県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課

ケ 熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課

コ 熊本県天草広域本部天草地域振興局農林部林務課

サ 熊本県環境生活部環境局自然保護課

シ 一般社団法人熊本県猟友会

(2) 申請書類の提出先

ア 狩猟免許試験

(ア) 第1回から第4回までの狩猟免許試験の場合

申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本市の区域内にある場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。

(イ) 第5回及び第6回の狩猟免許試験の場合

熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

イ 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習

原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務（森林保全）課（申請者の住所地が熊本市の場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課）とする。ただし、平成30年9月1日実施に係る分については、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

(3) 申請書類の受付期限

狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の10日前までに必着のこと。

(4) 提出書類等

ア 狩猟免許試験

(ア) 狩猟免許申請書 1部

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの） 1部

(ウ) 1の(2)から(4)までに該当しない者である旨の医師の診断書 1部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。）

(エ) 82円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部

イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習

狩猟免許有効期間更新申請書 1部

ア (イ) から (エ) までに掲げる提出書類等

(5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。

ア 狩猟免許申請手数料5,200円（既に網猟、わな猟、第一種銃猟又は第二種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、3,900円）

イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900円

5 試験等当日の携行品

(1) 受験票

(2) 筆記用具

6 その他

(1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。

(2) 不明の点は、4(1)アからサまでの各請求先に問い合わせること。

(3) 偽りその他不正の手段により受験される場合は、法により罰せられますので、

御注意ください。

(例) 県外に住所を有していることを偽って熊本県で受験する場合

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第1回試験	平成30年6月30日(土)	熊本県球磨総合庁舎大会議室
第2回試験	平成30年7月21日(土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
第3回試験	平成30年8月4日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
第4回試験	平成30年8月25日(土)	熊本県天草総合庁舎大会議室
第5回試験	平成30年12月2日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
第6回試験	平成31年1月27日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成30年6月9日(土)	南阿蘇村役場大会議室
平成30年6月10日(日)	芦北町民総合センター「しろやますカイドーム」
平成30年6月16日(土)	南小国町自然休養村管理センター
平成30年6月17日(日)	山都町役場蘇陽支所
平成30年6月21日(木)	熊本県芦北総合庁舎大会議室
平成30年6月24日(日)	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成30年6月30日(土)	益城町交流情報センター「ミナテラス」
平成30年7月1日(日)	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成30年7月3日(火)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
平成30年7月7日(土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
	熊本県菊池総合庁舎大会議室
	高森総合センター
	熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成30年7月8日(日)	熊本県天草総合庁舎大会議室
	熊本県庁本館地下大会議室
平成30年7月14日(土)	山都町矢部保健福祉センター「千寿苑」
	多良木町研修センター
平成30年7月22日(日)	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
平成30年7月28日(土)	熊本県宇城総合庁舎大会議室
平成30年8月4日(土)	和水町中央公民館
	熊本県球磨総合庁舎大会議室
	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成30年8月12日(日)	熊本県庁本館地下大会議室
平成30年8月18日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
平成30年8月19日(日)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
平成30年9月1日(日)	熊本県庁本館地下大会議室

熊本県公告第253号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年5月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000)(写真地図作成、地図情報レベル1000)	平成29年11月1日から 平成30年3月29日まで	熊本市全域

熊本県公告第254号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年5月1日から同月14日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年5月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市乙姫字下山ノ下746番ほか1筆
佐藤 哲治	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字上草原山505番
渡邊 良作	阿蘇市一の宮町三野	阿蘇市一の宮町北坂梨字小柳494番ほか2筆
農事組合法人高藤農場	阿蘇市永草	阿蘇市赤水字本赤水959番1ほか1筆
尾方 寿一	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字足田木2549番ほか1筆
永尾 春馬	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字八ツ田1367番1
岩坂 勝之	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字上高原59番10ほか1筆

2 申請年月日

平成30年4月19日